



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第100号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1994, 100, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78910
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第100号

1994年5月1日
吐魯番出土文物研究会

■ 目 次 ■

- 〈新著紹介〉はじめに ······ 1／劉紹剛・王素「十六国時期高昌郡書法簡論」···
··· 1／李宝通「試論魏晋南北朝高昌屯田的淵源流變」····· 2／嚴耀中「麹
氏高昌王国寺院研究」····· 3／錢伯泉「從S2838号写經題記看高昌麹氏王朝与
敦煌的關係」・王素「關於S2838号文書的抄寫地點」····· 4／林梅村「粟特文
買婢契与絲綢之路上的女奴貿易」····· 6

【はじめに】

今回新著紹介の対象としたのは、1992年に中国国内で公表された論稿ですが、公表された論稿の数から判断する限りでは、この一年間の吐魯番出土文物研究は必ずしも活発だったとは言いがたいよう（詳細については、来年2月発行の本誌に掲載を予定している關尾史郎編「吐魯番出土文物関係論著目録（稿）－1992・中文篇－」を参照してください）、紹介記事も本号に掲載したもので全てです。

☆

☆

☆

◆劉紹剛・王素「十六国時期高昌郡書法簡論」

（『書法叢刊』1992年第4期、1～12）

本論文は、トルファン出土の高昌郡時代文書に対して書法的考察を行ったものである。誌面の都合であろうが、解説はB5判二段組み3ページで簡素ではあるものの、要領を得ており、また書法について論じているので、関係文書の大きな図版が全体の大半を占めている。

内容は、はじめに魏晋時代までの中原における書法について一瞥した後、トルファンの歴史と文書について若干解説し、次にトルファン出土漢文文書中の高昌郡時代文書の書法について、実例に二〇点ばかりを取り上げ、図版を付し、考察を加えて解説する。すなわち、東晋十六国時代の南朝において流行した書法が王羲之父子の新体であるのに対して、北方では鍾繇・衛瓘の旧体が行われていたという。そのようななかで高昌地域で行われていた書法は、実際に南北両方の風格を兼ね備えているという。その理由として著者は、1. 南北の書法は同じ源から発生している、2. 南北交通によって南朝の文化が北朝に伝播した、という二点を指摘する。そして北朝側と交渉のあった河西を経由して高昌に伝わったと見る。

高昌郡や後の高昌国が北朝・南朝の双方から政治制度・経済・文化の多方面において影響を受けていたことは周知のことであるが、書法においてもやはりその影響が認められることが本論文によってわかる。書法研究はもっぱら書道関係研究者の得意とするところであるが、文書整理に直接携わられた王素氏の歴史研究からの考察は、歴史分野からこの地域を研究する者にとって示唆を与えてくれるものである。また本論文の面白いところは、このような書法関係の著作では、一般的に写経や碑文がその対象として扱われるのに対して、いわゆる俗文書をもその対象として記していることであろう。

本論文は高昌と北朝・南朝の関係を直接結び付けるのに、この地には敦煌からの移住者が多かった

ことを傍証としてあげているが、さらにその両者の間に介在して橋渡し的な役割を果たした河西地域や、河西と南朝の間に介在したであろう四川・青海の諸地域における書法資料との比較が行われ、その影響関係についても跡づけられれば、より高昌と北朝・南朝の関係は明確にできるのではないだろうか。たとえば、敦煌文書にある十六国時代の文書には、北朝時代の書法の特徴が色濃く認められることは、各種図版を比較すれば容易に確認できる。本論文は、編纂史料や文書史料の記述内容だけを問題にするのではなく、そこに書かれた文字の書体そのものに対しても考察を加えるならば、そこから貴重な情報が導き出せることを示している。

(山口 洋)

◆李宝通「試論魏晋南北朝高昌屯田的淵源流変」

(『西北師大学報』1992年第6期, 80~85)

トゥルファンにおける屯田の変遷を、高昌壁・高昌郡・高昌国という時代に分けて考察し、高昌郡時代の租佃化や、高昌国時代の私田化の背後には、中国史上における世族の大土地所有制自体の変質があり、この地の屯田もかかる動向から影響や制約を受けていたという論文。

著者は先ず大土地所有制と屯田制の間には、土地の所有権、直接生産者の地位、および収奪率といった諸点で基本的な差異はなく、魏晋南北朝時期には世族の大土地所有制が盛行したがゆえに、狭小な地域にもかかわらず、トゥルファンにおいても屯田が広汎に設けられたという点を強調した上で、高昌壁（魏晋～前涼時代）・高昌郡（北涼時代）・高昌国と時代を追いながら屯田の具体的な状況を史料に則して検討する。

高昌壁時代、高昌は楼蘭とともに西北辺境の要地として重視され繁栄したが、「五胡十六国」時代に中原の戦乱を避けて多くの流民が河西地方に集中したこと、しかし楼蘭は乾燥化が著しかったことなどから、前涼政権はとくに高昌の経営に意を用いた。その結果、石田とか沙車田とかいった田種が新たに創出された。また田地、効穀、宜禾といった地名もこの時期の空前絶後の大開墾事業の名残である。ただ新たに創出された石田や沙車田の多くはなお屯田、すなわち部田として、兵士によって耕作されていた。ちなみに土地に余裕があった楼蘭の文書には部田なる呼称は見られないが、狭小な高昌では屯田を部田と呼んで、民田である常田との区別を明確にしなければならなかった。

高昌郡時代になると、屯田を耕作する兵士は部隕と呼ばれるようになった。これは楼蘭の部兵に由来しており、楼蘭と高昌の間の関係の深さを示してもいる。この部隕の任務には、屯田事業に限られず、守備・防衛からさらには宿衛なども含まれたので、往々にして脱役や逃亡といった事件が発生するようになり、担当官衙の兵曹はその処置に悩まされ、厳罰をもって臨む一方、屯田に荒蕪地が続出するのを阻止するために、一般民戸に屯田耕作を強制的に転嫁した。しかしこれも成功せず、結局世族の大土地経営に広がっていた租佃制を取り入れ、定額の佃租の納入を確保しようという方向に転じた。当然、部田の原義はしだいに不明確になっていったのである。

高昌国時代には、民間における租佃制が一層普及したのにともない、例えば軍鎮（鎮家）の部田では民間における租佃同様に契約文書を作成して部田が租佃に出されるようになった。屯田の私田化への傾斜である。ただ屯田の佃租は民田の田租に比べると、ひじょうに高額であった。この時代にはまた、屯田=部田を兵士個人に支給するという政策も行われるようになった。支給後もなお国家が一定の干渉権を留保していたが、これこそ屯田の私田化にほかならない。こうなると、屯田の担当官衙であった屯田（部）の職掌範囲にも変化が生じる。すなわち一般民戸の所有する民田もその管轄対象としなければならなくなつたのである。このようにして屯田（部）は高昌国の末年まで存続していった。

以上が本論文の要約である。屯田に焦点をしづり、その変遷を通じて高昌の歴史を論じるという点では、スタイル、内容ともに斬新さを感じさせる。主要な先行研究にも細やかな配慮がうかがえる。

高昌国時代、中央の尚書系の諸部に屯田という官衙があつたこと、そしてそれが屯田のみならず一般的の民田をも管轄していたことについては、既に多くの論者の指摘するところとなっており、評者もその成果の上に、民田の田租もこの屯田なる官衙に納入されたことを明らかにしたことがある（關尾「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」〈三〉（『人文科学研究』第78輯、1990年））。その理由は多くの論者が説くように、この地の田土の淵源が屯田に由来していることに求めるべきであろうが、屯田として出発した田土が漸次民田化していった具体的なプロセスを提示したのは著者の功績に属する。

ただし近年成果が膨大化の一途をたどっている高昌国時代の土地制度や税役制度に関しては、なお参考すべき先行研究があるように思う。たしかにこの時代、屯田に限らず各種の田土が国家の直接支配下にあつたことは疑いないが、必ずしも多くが租佃に出されていたというわけではなく、民戸の徭役労働によって耕作されており、免役錢によって傭作に出されていた可能性も小さくはない。むしろ著者が指摘するような租佃が行わっていたのは、軍鎮が保有する田土、すなわち狭義の屯田に限定されていたのではあるまいか、というのが評者の考え方である。私田化という現象についても、屯田という官衙が関与しているからといって、高昌国時代になってから屯田から私田に転化したと考える必要はなかろう。つまり私田化が高昌国以前と以後とを問わず、また元来屯田であったか民田であったかも問わず、さらに屯田と民田さえ問わず、国内全ての田土を屯田なる官衙が管轄していたとすべきであろう。ようするに、先ず租佃化し、次いで私田化したというように段階を設定することにはやはり躊躇を覚えるのである。

（關尾）

◆巖耀中「麹氏高昌王国寺院研究」

（『文史』第34輯、1992年5月、129～142）

表題の問題について、トゥルファン出土文書を主たる材料にしながら多角的に取り組んだ論文。論及されている問題は、1. 寺院の一般的な性格、2. 僧尼に賦課された諸負担、および3. 仏教内部の各宗派間の交流や仏教以外の信仰との交流の三点である。

先ず1では、高昌国時代の寺院をその名称により、A. 政明寺や玄領寺など一般的な名称の寺院、B. 馬寺や安寺など姓を冠した寺院、C. 張武雋寺や焦郎中寺など姓名（姓+官職名を含む）を冠した寺院、およびD. 宿衛寺や撫軍寺など官職名を冠した寺院に分類し、全部で一五〇以上に達するこの時代の寺院中、著者は約以上を占めるBとCに着目する。これが特定の姓氏や個人に由来することは明らかであり、邸宅を施捨して寺院としたケースである。そこから著者は、寺院が城郭内部に集中せずに散在していたこと、寺院は施捨した一族にとって家廟としての役割を演じたことなどを指摘する。次いで2では、僧尼に賦課された諸負担を列挙する。これを再掲すると、①計田納錢、②按田畝入供糧、③僧租酒、④計田承役、⑤大調麦、⑥僧綿、⑦調薪、⑧供奉客使、および⑨馬役の九種類である。結論として著者は、高昌国においては僧尼に負担免除の特権がなかったこと、したがって出家者が増加しても国家財政には影響がなかったことなどを指摘する。これは仏教教団と世俗権力との妥協であり、またそれによって仏教がこの地において隆盛したともいう。最後の3については、この地が西方仏教と漢訳仏教との交流の中心であり、サンスクリットの仏典が漢字文化圏に伝えられる際は先ずこの地で儒教の影響下に漢訳されたとする。したがってこの地では仏教の各宗派が共存していたわけだが、このことは仏教と仏教以外の信仰との関係にも当てはまる。具体的には「正史」の高昌伝に「天神」と表現されているゾロアスター教と仏教との関係であり、仏教寺院である玄領寺はゾロアスター教の祭祀に対して祭具を提供している。またこのほかに、自然崇拜ともいいうべき丁谷天や樹石、大塙阿摩といった遊牧民族の信仰に対しても寛容だったし、道教も信奉されていた。

以上、順を追って見てきたが、取り上げられた三つの論点それぞれに対する著者の見解は、いずれ

基本的には首肯しうるものと考える。僧尼や寺院が多かったことと、僧尼に税役免除の特権がなかったことを結び付けながら、具体的に論じた点も評価にあたいするだろう。また1の寺院の存在形態を論じた個所で用いられている唐代の「居宅間架簿」や「寺宅簿」などは従来あまり着目されることのなかった帳簿様文書だし、2で言及されている「郡上馬」の「郡上」の解釈にも参考にすべき点がある（私見については、關尾「高昌国時代の「馬帳」について」〈本誌第91～93号、1993年〉を参照されたい）。

しかしながら1の分類方法にはなお検討の余地があるし（Dはその官職を帯びた特定の個人に由来すると考えるべきで、Cとの基本的な差異はないと思うし、そもそもBとC（そしてDも）も一族の菩提寺という点では同じであって、違いは一族を特定の個人によって代表させるかどうかである）、2も税役制度全体のなかで論じるべきだろう。例えば著者は言及していないが、「俗」の遠行馬錢があった以上、僧尼にもこれが賦課されたことは疑いない。つまるところ、高昌国の対佛教政策、あるいは佛教とイデオロギーとの関係をより深く分析する必要があるのではないだろうか。邸宅を施捨したのは少数の有力者だったわけで、税役が免除されないにもかかわらず彼らが競って施捨し、かつ僧尼に転化した理由は、少なくともこの論文からは読み取ることができないのである。（關尾）

◆錢伯泉「從S2838号写經題記看高昌麁氏王朝与敦煌的關係」

（『新疆文物』1992年第1期、29～34）

◆王 素「關於S2838号文書的抄寫地點」

（『新疆文物』1992年第4期、76～79）

錢伯泉氏の論稿は、表題にある敦煌出土の斯坦因文書（表題には「S2828号」となっているが、これは明らかに誤りである）を手がかりとして、高昌国、ひいてはトゥルファン地方と敦煌との歴史的な関係を多角的に検討したものであり、また王素氏のものは、錢伯泉氏の所説を批判し、表題の文書が書写された地は敦煌ではなく、トゥルファンであることを実証的に明らかにしている。まず錢伯泉氏の論稿から紹介する。

錢氏は、B.L.S.2838（維摩詰經）の題記の冒頭部分に見えている経生や法華斎主といった書写の担当者、ならびに校や定といった分担の書式が、敦煌や中国内地における写經題記のそれと完全に一致する反面、トゥルファン出土の写經には見られないこと、また経生である令狐善願の姓、令狐氏は敦煌の名族であり、かつ同じ令狐氏の出身者が敦煌出土の写經に経生としてしばしば登場していることなどから、この經典が敦煌で書写されたと断定する。これはいわば本稿の前提であり、錢氏はにもかかわらず、題記の紀年が延壽十四年（歳次丁酉＝六三七年）という高昌国の元号で表記されていることに着目し、その発願者である「清信女」が高昌国にゆかりある女性、具体的には「父王」なる文言から、時の高昌国王麁文泰の王女であったことにその理由を求めている。したがって最大の課題は、高昌国の王女がなぜ当時唐朝支配下にあった敦煌において維摩詰經の書写と施入を行なったのか、という点にあり、この点について、やはり題記中の「太妃」や「王妃」といった文言を手がかりとして解説を試みるのである。

最初に「太妃」だが、これを『大慈恩寺三藏法師傳』の張太妃や「唐垂拱四（六八八）年三月張雄夫人麁氏墓誌銘」（以下、「墓誌銘」）の太妃と同一人物とする。またその出身の張氏（それは麁氏高昌国時代、王族の麁氏に次ぐ有力な一族でもあった）の淵源については、南陽郡白水県から敦煌に徙居したもので、その一部が敦煌からトゥルファンに再度徙居した年代に関しては、張孟明（張氏高昌国）の存在から五世紀後期と推定し、あわせて張氏と麁氏の結び付きもこの当時からのものであっ

たと推定する。

一方の「王妃」に関しては、麹文泰の二人の夫人、すなわち宇文氏（隋の華容公主で、文泰の父麹伯雅の妻）と張氏のうち、後者がその地位にあったことを、「高昌重光三（六二二）年條列虎牙辯某等傳供食帳（一）」を根拠として述べる。すなわちここでは、宇文氏が襄邑夫人、張氏が張夫人、そして王世子麹智盛の妻が世子夫人と称されているというのが、錢氏の理解なのである。

最大の課題については、このような展開を踏まえて最後に、トゥルファンの張氏と敦煌の張氏の宗族関係が緊密だったこと、トゥルファンの張氏は王族の麹氏と婚姻関係を重ねていたこと、玄奘との交流からもわかるように麹文泰は仏教の熱心な信奉者だったこと、さらには敦煌が仏教の中心であったことなどの複合的な理由により、麹氏と敦煌の関係にも浅からぬものがあったと述べる。加えて先の「墓誌銘」の文言から、張雄が王の麹文泰とともに國を追われたことを突き止め、消去法によってその亡命先を敦煌と推定する。彼らが高昌国に帰還できたのも、敦煌にあった張氏の同族の援助があったればこそという理解である。したがってその後、高昌国の使者が唐都長安に入朝する際に、国王麹文泰の王妃や王女が敦煌まで同行し、この地に留まって経生を雇って写經を行ない、施入したということも充分に考えられるというのが錢氏の結論なのである。

これに対して王素氏は、「清信女」が麹文泰の王女であり、「父王」が麹文泰自身、「太妃」が麹文泰の実母に当たる張氏の女性であるという点に関しては、錢氏の所説に賛意を示し、かつこれを高く評価しつつも、敦煌から出土した文書が必ずしも敦煌で書写されたというわけではないことを強調し、これと全く同じ題記を有する維摩詰經にも言及する。すなわち日本の天理図書館所蔵で偽作の疑いがあるものと、大谷探検隊によってトゥルファン地方のトユクから将来されたものである。全く同じ書式の題記を有する維摩詰經が三点現存しているわけで、しかも五月三日と書写された日付けまで一致する。また維摩詰經の経生令狐善願が正しくは令狐善歡であることを確認した上で、彼が延壽四（六二七）年の紀年を有する仁王般若經でも経生を務めていること、同じく法華齋主の法煥も、高昌国末期の金光明經に校定者としてその名が見えていたことなどを根拠に、この維摩詰經も高昌国の治下で書写されたと自信をもって断定する。唯一高昌文書では異例と思える紀年の干支表記（通常は「歳次+干支」ではなく、「干支+歳」）についても、高昌国末期の六三〇年代の中期以降では珍しくなかったことが最後に明らかにされている。

ようするに王素氏は、錢伯泉氏の考察の大前提を実証的に否定してしまったのであり、この点は評者も王素氏に左袒したい。そもそもこの維摩詰經については、既にいち早く朱雷氏が「敦煌藏經洞所出兩種麹氏高昌人寫經題記跋」（『魏晉南北隋唐史資料』第9・10期、1988年。なおこの論稿については、本会報第45号の新著紹介のコーナーで評者が取り上げたので、参照されたい）で注目して内容の分析を行ない、かつそのトゥルファン書写を説いているのである。この朱雷氏の成果を全く無視して敦煌書写説を打ち出した錢氏の姿勢は不可解というほかない。したがって王素氏の見解は、朱雷氏の所説を再確認したことになるが、行論の随所に文書研究の最新の成果が反映されており、王素氏ならではの論稿と評することができる。望蜀を述べれば、トゥルファンで書写された写經が敦煌で出土した理由についても王素氏の見解を披瀝せていたらと思う。

さて大前提が否定されたからといって、必ずしも錢伯泉氏の行論の全てが無意味になってしまったというわけではなかろう。例えば「太妃」や「王妃」についての検討は単独でも意義あるものになるはずである。この点に関して見てみよう。

王素氏が指摘するように、「清信女」、「父王」、および「太妃」についての錢伯泉氏の解釈は首肯されようが、これも朱雷氏が既に一部の解釈を提示していることを考慮のそとにおいてのことである。しかし錢氏の「王妃」の解釈については納得できない。その最大の原因は、やはり先行研究、具体的には「墓誌銘」に関する専論、呉震「麹氏高昌国史索隱－從張雄夫婦墓志談起－」（『文物』1981年第1期）を全く無視してしまったことにある。呉震氏はここで、重光が麹伯雅の元号であること

を説いており、したがってその紀年を有する文書に登場する世子は麹文泰、世子夫人は後の王妃にほかならず、世子夫人と張夫人が書き分けられているとすれば、世子夫人はおのずと張夫人と別人ということになろう。つまり錢氏はここでも実証に失敗しているのである。しかも呉震氏の成果を無視してしまった影響はこれにとどまらない。なによりも張雄が麹文泰と亡命したと解し、その亡命先を敦煌としたのは致命的な欠陥である。たとい呉震氏の成果に接しなくとも、「墓誌銘」の文章を読めば張雄と亡命したのは六一〇年代の半ば、父王麹伯雅であることは明らかだからである。またその年代を考えれば、敦煌が亡命先に選ばれたという可能性も皆無に近くなる。

大前提がそもそも誤りなのだが、このようなそれこそ荒唐無稽な推定が飛び出すのは、それのみならず、先行研究の無視に起因しているといえそうである。「墓誌銘」に見える事件の顛末についての詳細は評者の別稿を参照していただくとして（關尾「「義和政変」前史－高昌国王麹伯雅の改革を中心として－」〈『東洋史研究』第52巻第2号、1993年〉、および「「義和政変」新釈－隋・唐交替期の高昌国・遊牧勢力・中国王朝－」〈『集刊東洋学』第70号、1993年〉。なお評者がこの別稿を執筆した際（1993年6月頃）、錢伯泉氏の論稿に言及しなかったのは、単に入手していなかったからであって、他意はない）、なによりも残念に評者が思うのは、近年トゥルファン文書を用いた論稿を精力的に発表されている錢氏だが、この論稿以外でも、先行研究、あるいはプライオリティ自体の無視を平然と行なっているということである。例えば「從《高昌内藏奏得稱價錢帳》看麹氏王朝時期絲綢之路的商人和商品」（『西北史地』1992年第3期）においても、内藏と藏錢について、朱雷氏とほぼ同じ論証によって全く同じ結論に到達しながら、基本的な先行研究ともいべきその論稿「麹氏高昌王国的“稱價錢”－麹朝税制零拾－」（『魏晋南北朝隋唐史資料』第4期、1982年）には一切言及が見られない（詳細は、關尾「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」〈七〉〈『人文科学研究』第86輯、1994年、に掲載予定〉を参照されたい）。これが彼我の学界の違いに由来すると考えたくはない、というのが私の気持ちである。

（關尾）

◆林梅村「粟特文買婢契与絲綢之路上的女奴貿易」

（『文物』1992年第9期、49～54）

本論稿は、論文という体裁をとっているが、実質的には吉田豊・森安孝夫両氏が新疆ウイグル自治区博物館と連名で1989年に公表した、「麹氏高昌国時代ソグド文女奴隸売買文書」（『内陸アジア言語の研究』IV、1～50頁。以下、文書そのものを指すときは「売買文書」と、またこの論文を指すときは『研究』と略称する）に対する論評が中心となっている。

林氏はまず、表題に掲げた「シルクロード」上の女奴隸売買について、後漢期以降に顯著となるソグド人を中心とする「西域商胡」の活動に焦点を合わせて、ごく簡単に概観を試みた後、そうした売買の具体的な状況をヴィヴィッドに教えてくれる「売買文書」を取り上げている。

何といっても注意を引かれるのは、ソグド語の専門研究者である Sims-Williams氏に教示を仰ぎながら、既に発表されている日本語の訳文に手を加えて、新たな中国語訳を掲載していることである。とくに、売主をサマルカンドの人、 $xw\delta'kk$ の息子である $wxwšw\beta\ yrt$ と解して、日本語訳でサマルカンドの女奴隸と解釈していた個所を改めたり、証人・立会人として掲げられた人々について、以下のように日本語訳を改めている点が注目される。

- ① 「 $cwn'kk$ の息子 $tyšr't$ 」 → 「マーイムルグの人、 $cwn'kk$ の息子 $tyšr't$ 」
- ② 「 $xwt'wc$ の息子でマーイムルグの $n'm\delta'r$ 」 → 「サマルカンドの人、 $xwt'wc$ の息子 $n'm\delta'r$ 」
- ③ 「Krzの息子でサマルカンドの $pys'k$ 」 → 「ヌーチカンス（林氏は小石国とする）の人、Krz

の息子 pys'k」

④「*nnykwc* の息子でヌーチカンスの *nyz't*」 → 「クシャーニヤの人、 nnykwc の息子 nyz't」
いずれも言語学的な問題であり、評者は論評できる立場にはないが、この点については、既に吉田氏自身が、根拠を明示しつつ自らの訳文を訂正している (Review; Sims-Williams, Sogdian and other Iranian inscriptions of the Upper Indus I, Indo-Iranian Journal No. 36, 1993, p. 254)。

この他にも、先の『研究』が公表した「売買文書」に対する理解やその読みを林氏が改めている点があるので、以下にこれらを簡単に紹介し、併せて評者の見解を述べておきたい。

1. 買主について

『研究』では、買主を「c'n (=張?) 姓の 'wt' の息子である沙門 y'nsy'n」とし、漢人を見なしているが、これに対して林氏は、もし漢人であるならば読めもしないソグド文の契約書を作成しそれを受け取るはずはないとして、c'n は「c'z」の略であり、それは「昭武九姓中の石氏」を指すとした。つまり、買主はソグド人であったと主張する。さらに、沙門 y'nsy'n の名も、容易に漢語を連想させるものであるにもかかわらず、敢えて「梵語 yanaseana- (乗車) のソグド文転写」と断じている。

この見解の前提として、林氏は単純に、トゥルファンの漢人はすべてソグド語が解せないことを想定しているようであるが、既に『研究』(15頁)で指摘されているように、「いかに漢人中心の王朝という共通点があるとはいえ、高昌国は中国とは言語状況さえ異なる別の国家であり」、漢語だけでもないわゆる胡語も使用され、このなかにはソグド語も含まれる可能性が高いのである。またc'n を「c'z」(昭武九姓中の石)の略と解する点や、y'nsy'n を梵語の「yanaseana-」と関連づけることは、吉田豊氏の批判がある(同氏「ソグド文字で表記された漢字音」(『東方学報』京都第66冊, 1994年), 303頁注[24], [25])。とりわけ林氏のこの見解は、必然的にトゥルファンには梵語の法号を有するソグド人仏教徒が存在していたことを導き出すものとなってしまい、現段階ではこの見解をそのまま受け入れることはできないのである。

2. 女奴隸 'wp'ch の属する cwy'kk 姓について

林氏は、この cw-を昭武九姓中の曹に対応するとしたが、これも前掲の吉田論文に批判がある。いうまでもなく、中国においては奴婢が姓を持つことはなく(高昌国も同様)、いくら胡人であるとはいえ、中国文化圏に入ってきた外来の奴隸が、漢字の姓を名乗ることは許されなかったと考えるほうが自然であろう。

3. cyn'ncknδについて

林氏は、この語は「中国の城」を意味していて、それは高昌国都城(カラホージャ)を指すとし、さらにこれがトゥルファン出土の漢文史料に見える「秦城」と同一のものであると主張する。従って、『研究』がこれを「高昌国」と訳すのは正しくないとする。しかしながら、林氏の指摘を俟つまでもなく、cyn'ncknδ が「高昌」を指すことは、『研究』(8頁)の1-2に明確に触れられており、さらに林氏は無視しているが、同じく『研究』(29頁)に、「cyn'ncknδ は、(中略) 本来は高昌城市をさすわけだが、本文冒頭では明らかに高昌国全体の称として使われていた」とあるように、「高昌(国)」と訳した理由をあげている。またトゥルファン出土史料の中から、高昌都城を「秦城」と呼んでいたとする根拠として二つの史料を取り上げ、最初に「唐諸府衛士配官馬・駄殘文書(二)」(《録》『吐魯番出土文書』第6冊, 43頁)に「秦城府」と見えていることを掲げているが、この「秦城府」は明らかに唐内地の同州にあった折衝府の名である(cf. 羅振玉「唐折衝府考」卷2(『羅雪堂先生全集』続編第18, 7255頁))。また「建昌元(五五五)年折衝將軍新興令麴斌芝造寺碑」に見える「秦城澤」の「秦城」が高昌都城を指し示すとするが、この碑文は、新興県令であった麴斌芝が新興県城の西方に建立する寺院に田土などを施捨した契約文言であり、問題の「秦城澤」はこうした施捨した田土が位置する地名として見えている。既に嶋崎昌氏は、この「秦城澤」を今のチ

ッカン・クル（おそらく奇康湖・七泉湖と漢字表記されるものと同一）に比定しているが（同氏『隋唐時代の東トルキスタン研究－高昌国史研究を中心として－』〈東京大学出版会，1977年〉，127頁）、これに対して關尾史郎氏は、「秦城澤」の「澤」字は草の繁茂する湿地のことを指しているとする（同氏「高昌国における田土をめぐる覚書－『吐魯番出土文書』割記（三）－」〈『中国水利史研究』第14号，1984年〉，5，13頁）。何れにしても、この「秦城澤」は新興県城周辺に存在していたと考えるのが妥当であり、よって碑文中に見える「秦城」を取り上げて、これと高昌都城とを結び付けて考えるのは牽強附会の誹を免れない。

4. 高昌王の官号について

「売買文書」に見える高昌国王の官称号「 $\beta \gamma w RBkw 'yrtp'yr w' n$ 」の「 $\beta \gamma w$ 」について、林氏は、『研究』は「麹斌芝造寺碑」を引いて、そこに見える「无亥」を「 $\beta \gamma w$ 」に当てようと試みているとし、その見解を退けて「RBkw」こそが「无亥」に当たるものとしている。しかしながら、実際は『研究』ではこのような試みはされておらず、「 $\beta \gamma w$ 」が「无亥」や「摩亥」に当たるかどうかは、音韻上も意味の上でも確定できないと述べているに過ぎない。また林氏が「RBkw」（形容詞；偉大な、大きな）と「无亥」とを敢えて結び付ける理由はよくわからないが、もしトルコ族によく知られた称号である「莫賀」・「莫何」と関連づけて考えているのであれば、「莫賀」・「莫何」(baγa)がどのような意味をもつ語なのかという点については未だ定説がないし、さらに『研究』(11頁)は、「无亥」をこれらに簡単に比定することは慎重を要すると主張している。

5. 「売買文書」の和訳「沙門 y'nsy'nは、この女奴隸 'wp'ch を買い戻されることなく（？）」について

林氏は種々批判するが、これは林氏の単純な日本語の読み間違いである。

6. $\delta p'yrptw$ について

『研究』は「書記長」と和訳するが、それに対して林氏は「書佐」という訳語を当てることを提案する。しかしながら、これは高昌国の官称号としては現在のところ確認できず、高昌郡時代の官号があるので、訳語としては適切ではない。

7. $zn'x$ について

林氏は Sims-Williams氏の見解に基づいてこれを「ny's」と読み替え、「收取」と解することを提案する。この点については、原文書に基づいて、こうした読み替えが可能かどうかを専門家間で本格的に議論する必要があろう。

8. 「市券」問題について

林氏は「売買文書」を副本とし、官府の認可を経た「市券」である正本は別に作成されていたことを提唱するが、独立オアシス国家である高昌国における土地や人畜に対する統制・管理問題とからんで、問題はそんなに単純ではない。評者の私見（荒川「トゥルファン出土「麹氏高昌国時代ソグド文女奴隸売買文書」の理解をめぐって」〈『内陸アジア言語の研究』V，1991年，137～153頁〉）も含めて、今後、議論されるべき問題であろう。

「売買文書」が、中央アジアの歴史や言語の研究にとって、非常に重要な価値を有する史料となることはいうまでもなく、それだけに「売買文書」を種々の角度から分析し、当該文書に対する理解を深化させが必要ではあるが、そのためには単なる思いつきを披露するだけではなく、自らの専門領域から成し得るきめ細かな議論こそが期待されるのである。（荒川）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)